第1回柳川市男女共同参画推進協議会会議録

会議名称	第1回柳川市男女共同参画推進協議会
日 時	平成 24 年 1 月 26 日 (木) 午後 2 時 00 分~
会 場	三橋庁舎5階第7会議室
出席者	【委 員】井上委員、大城委員、大村委員、亀崎委員、北原委員、熊井委員、白石委員、瀬戸口委員、髙山委員、竹井委員、中島委員、平川委員、藤田委員、牧野委員、森委員、横田委員、横地委員 【事務局】橋本企画課長、武松企画課長補佐、松藤企画係長、大坪
欠 席 者	横山委員
議 題 等	1 開会 2 市長あいさつ 3 委員紹介(委嘱状交付) 4 会長・副会長選任 5 諮問 6 柳川市男女共同参画推進協議会の概要について 7 報告 (1) 男女共同参画推進基本法の概要について (2) 柳川市男女共同参画推進計画の概要について (3) 審議会等への登用状況について 8 柳川市男女共同参画推進計画進捗状況の評価依頼について 9 次期計画の考え方について 10 その他 11 閉会
会議資料	□会議資料(資料1) □女性の登用状況等について(資料2) □柳川市男女共同参画計画進捗状況報告書・概要版(資料3) □柳川市男女共同参画計画進捗状況報告書・個票(資料4) □次期計画の考え方について(資料5) □男女共同参画推進基本法の概要 □計画進捗状況の評価依頼

1 開会

○事務局

会議を始めさせていただきたいと思います。皆さん、こんにちは。私は企画課長の橋本と申します、どうぞよろしくお願いします。本日は大変お忙しい中ご出席いただきましてどうもありがとうございます。それでは、只今より第1回柳川市男女共同参画推進協議会を開催させていただきます。この協議会は、委員20名以内で組織することになっておりまして、次第の裏にありますけど、委員18名で任期が2年ということで今日からスタートしていただきます。会長、副会長が選出されるまでは私の方で進行をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは次第に従いまして会議を進めさせていただきます。「2市長あいさつ」でございますが、今日は、金子市長が福岡県介護保険広域連合会の議会で福岡に出張しておりますので、市長に代わりまして刈茅副市長がご挨拶申し上げます。

2 市長あいさつ(市長欠席のため、副市長あいさつ)

○副市長

皆様こんにちは。副市長を仰せつかっております刈茅でございます。どうぞ よろしくお願いいたします。第1回柳川市男女共同参画推進協議会の開催にあ たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は大変ご多忙の中をご出席いた だきまして、ありがとうございます。また、この協議会の委員をお願いしまし たところ、快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。皆様 方には日頃から市政に対しまして、ご協力を賜わり、厚く御礼を申し上げると ころでございます。さて、私たちを取り巻く社会情勢でございますけれども、 少子高齢化の進展、それから経済活動のグローバル化、高度情報通信技術の進 展など急速に変化をいたしております。その変化に対応しながら、男女がお互 いを尊重し共に責任を担う、社会のあらゆる分野において性別にかかわりなく、 個人の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められているとこ ろでございます。本市におきましても市民の皆さま方の御意見をお聞きしなが ら平成19年3月に『柳川市男女共同参画計画』を策定いたしました。この計画 は『男女が共に輝き支えあうまちづくり』を基本目標といたしまして、それに 向けた様々な取り組みを掲げ、事業を推進してきたところでございます。そし てこの計画の期間が、今年度で終了いたします。そのようなことから来年度以 降の指針となります次期計画の策定が必要となっているところでございます。 委員の皆さまにおかれましては、次期計画の策定の積極的なご協議を賜わり、 また、本市の男女共同参画の推進をお願い申しあげまして、甚だ簡単ではござ いますが、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 委員紹介(委嘱状の交付)

○事務局

続きまして次第の「3 委嘱状の交付」でございます。委嘱状の交付は全員に 交付いたしますと時間がかかりますので、お一人の方に代表して交付をしたい と思います。他の方には、予め机の上に差し上げておりますのでご了承願いた いと思います。それでは次第の裏にあります名簿順に沿って、井上委員さんに 副市長の方から委嘱状を交付しますのでどうぞよろしくお願いします。

(刈茅副市長より井上委員に委嘱状の交付)

○事務局

続きまして委員の皆さまの紹介でございます。事務局で名簿順にご紹介をいたしますので、お名前を読み上げましたら、その場でご起立の方をお願いします。名簿順1番で、井上智佐子委員さんです。

○井上委員

柳川漁業の婦人部長をしております井上です。どうぞよろしくお願いします。

○事務局

2番大城昌平委員さんです。

○大城委員

柳川山門医師会の役員で出ております、よろしくお願いいたします。

○事務局

3番大村直委員さんでございます。

○大村委員

大村でございます。今年から委嘱いただきました。公民館の代表で参りました。現在、城内公民館の方に館長としております。どうぞ、公民館に来られた時は声をかけていただきたいと思います。

○事務局

4番亀崎睦朗委員さんでございます。

○亀崎委員

柳川市商工会青年部、実行委員長の亀崎です。よろしくお願いいたします。

○事務局

5番北原小世子委員さんでございます。

○北原委員

柳川人権擁護委員をさせていただいております。北原でございます。よろしくお願いします。

○事務局

6番熊井三千代委員さんでございます。

○熊井委員

柳川市市会議員をしております、熊井三千代でございます。よろしくお願いします。

○事務局

7番白石小夜子委員さんでございます。

○白石委員

柳川市民生委員児童委員協議会の副会長をしております、白石と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

8番瀬戸口京子委員さんでございます。

○瀬戸口委員

福岡県翼の会の瀬戸口です。有明技研に勤めておりましたが、昨年退職いたしました。翼の会で出席させていただきます。よろしくお願いします。

○事務局

9番髙山史子委員さんでございます。

○髙山委員

高山でございます。ここには元福岡県男女共同参画センター(あすばる)館長と書いてありますが、私だけ柳川に関係ないようですが、実は、伝習館高校出身でございまして、そういうことで協力できればということでここに参加させていただいております。よろしくお願いします。

○事務局

10番竹井澄子委員さんでございます。

○竹井委員

柳川市地域婦人会連絡協議会会長でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

11番中島重夫委員さんでございます。

○中島委員

こんにちは、柳川山門歯科医師会の方から参りました。よろしくお願いいたします。

○事務局

12番平川保彦委員さんでございます。

○平川委員

こんにちは、連合の柳川山門三池地区で委員長をしております、平川と申します。働く者の立場からということで、男女の賃金格差が、女性の共同参画を阻んでいる大きな原因ではないかと思いますので、そのあたりで何とか自分の意見を言えればと思います。よろしくお願いします。

○事務局

- 13番藤田委員さんはもう暫らくしたら来られると思います。
- 14番牧野苓子委員さんでございます。

○牧野委員

こんにちは。元杉森高校に勤めておりました牧野と申します。県の I (アイ) 女性会議というのがありまして、そこで役員をしていますが、一応、杉森高校の元教師ということで参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局

15番森郁子委員さんでございます。

○森委員

皆さんこんにちは、森郁子です。仕事は柳城児童館の方で子育て支援関係を しております。どうぞよろしくお願いします。

○事務局

16番横田早苗委員さんでございます。

○横田委員

こんにちは。高畑 4 区で新しく新女性区長さんができまして、その方のところで会計をやっています。子育てプラスネットの方でずっと関わらせていただいています。よろしくお願いします。

○事務局

17番横地景子委員さんでございます。

○横地委員

こんにちは。柳川まちづくりネットワークの方から参りました。よろしくお 願いいたします。

○事務局

13 番藤田徳三郎委員さん自己紹介をお願いします。

○藤田委員

まずは遅参、申し訳ありませんでした。所属は柳川青年会議所で、今年、事務局長をやっております。職業の方は藤田技研と申しまして、大和町でバルブ製造業をやっております。そこで取締役専務を務めさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○事務局

18 番横山章委員は、今日は欠席でございます。以上で委員の紹介を終わります。

4 会長・副会長選任

○事務局

「4 会長副会長の選任」につきまして、会長副会長の選任でございますけど、 協議会の規則第 5 条で会長及び副会長は委員の互選となっておりますので、ど なたかご推薦とかご意見がありましたらよろしくお願いします。

○瀬戸口委員

事務局の方からは何かありますか。よろしくお願いいたします。

○事務局

事務局の方からということで事務局に腹案がございますのでよろしいでしょうか。

(はい、という声)

それでは会長にはですね、先ほどご挨拶でもありました、地元の伝習館高校 を卒業され、福岡県男女共同参画センター(あすばる)の館長をされておりま した髙山委員さんにお願いをしたいと思います。

副会長には、前回から引き続いて今回も柳川山門医師会からご推薦をいただいております大城委員さんにお願いをしたいと思いますけどよろしいでしょうか。

(拍手)

○中島委員

ちょっとよろしいでしょうか。これは柳川市の男女共同参画のことを、いろいろ審議する場ですよね。パブリックコメントを求める場合でも柳川在住か柳川に勤めている方とかそういうふうな付帯条件が必ず付きますよね。

それだったら私は、髙山さんは確かに男女共同参画のことを非常に素晴らしい見識をお持ちの方だと思いますけども、柳川市のことを決めることですので、伝習館を出られたかもしれませんけど、それ以外のことで柳川とはそう関係ない方ですから、他の方が適任かと思います。これは柳川市のことを決めることですので、県では、条例とか結構なところまで行かれた方だと思いますので、色々見識のある方だと思いますが、これは柳川市のことを決めるところですから、よろしくお願いします。

○事務局

今、中島委員さんの方から意見が出ましたけど、他の皆さんで何か意見がありましたらどうぞ。

○牧野委員

あの、委員がどこの出身ということよりも、男女共同参画というのは地域を 越えて県を越えて、みんな共通の課題ですのでそういう分野でやっぱり見識を 持ってらっしゃる、髙山さんを指名した方が私はいいと思います。

○事務局

他に。(はいという声)はい、どうぞ。

○竹井委員

県の男女共同参画の館長をされてありましたし、私共も男女共同参画の時にいつもお世話になっていて、リーダーとして引っ張っていっていただく方が来ていただいているということで、そして会長をしていただいてまとめていただくということも、私たちはいっぱい意見を言う形で一生懸命頑張っていければいいと思いますので、会長をお願いできたらと思います

○事務局

そうしたら、どうしましょうか皆さん。委員の互選になっておりますので、 皆様のご意見で決めるようになっております。

○中島委員

市役所の方に確認いたしますけれども。これから、パブリックコメントを求める場合でもそういう条件は外されるわけですか。

○事務局

いいえ、パブリックコメントをする場合は柳川市在住とか通勤とか、その他 利害関係のある人などパブリックコメントの条件には全然関係ありません。

○中島委員

そうしたらですね、わざわざ県で条例を決めてそれを各市町村に下ろしてきてそこで審議するということは、各地方自治体である程度のその地域に合ったものを決めるためにこういうシステムになっていると思うんですよね。そしたらそれをわざわざ、県の男女共同参画に詳しい方かもしれませんけれども、柳川の場合こういうふうなわざわざシステムがあるのに、例えばこの方が顧問とか、オブザーバーという形なら是とします。

しかし、トップということが私はちょっとおかしいんじゃないかと思うんで

すよ。いろいろご相談をする相談役とか顧問という立場だったら私は大賛成で す。

○事務局

市町村の計画は当然国及び県の計画に沿って、地域性とかそういうのを出していかないといけないと思いますけど、皆さんもご承知のように、男女共同参画センターで館長をしてあったからですね、事務局としてはそういうことでお願いをしたいということでしております。

○事務局

市の計画にはいろいろございますけど、男女共同参画もですけど、柳川市の一番最上位の計画であります総合計画とかそういう計画策定においても、トップは外部からとか、市在住じゃない方にお願いしてまとめていただくといった経緯がいっぱいございますので、事務局としては髙山委員さんの方にお願いしたいということで腹案を申し上げた次第です。

他に意見ございませんでしょうか。

○髙山委員

委員の互選でしょう。意見を聞いてください。委員の互選でしょうから、委 員の皆さんの意見が一番大事です、事務局のことよりも。

○事務局

委員の皆さんのご意見がまだありましたらよろしくお願いします。

○井上委員

事務局の方で推薦いただいていますし、よくわかりませんけども、どうですか、高山さんで。皆さん考えていただいてどうですか。

○横地委員

柳川市男女共同参画推進協議会は、今回で3期目ですが、今まで市民で柳川市の共同参画の計画として協議をしてまいりまして、今回また委員として参加するということで、私たちがしっかり考えていくということには間違いないと思います。それが第一であると共に、県の方で今まであすばるの館長としていらっしゃったかもしれませんが、こちらの柳川の基本計画を協議するという点で、こちらに入って一緒に専門的な知識も沢山おありですし、そういう意味で一緒に協議をしていただくってことで、髙山委員にやっていただくのは非常に

私たちにとっても心強いと思います。

でも、あくまでもここは柳川市の基本計画を策定しますので、それは私たちがここで発言していくということで、私たちが互選で髙山委員を選ぶとするならば、それで問題はないんじゃないかと思います。

○事務局

他にご意見があったら、よろしくお願いします。

○瀬戸口委員

今まで3回、協議会で審議をしてきましたけれど、実際に私たちの中では男女共同参画について素人的なこともあって、悩むことも多かったんですね。皆さんそう思っていらっしゃると思うんですけど、その中において、今回髙山委員が来ていただくことによって、そういうことが割と専門的なことを踏まえたうえで、計画を推進していけるということができると思います。私は互選ということであれば、私も髙山委員を推薦したいと思います。

○事務局

はい、他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○熊井委員

数名の方がご意見を言ってくださったんですけど、ご意見を述べられなかった方も同じような考えの方があるんじゃないかと思いますので、もう委員の中で選んだらいいんじゃないかなと思います。

○事務局

他にご意見ありませんでしょうか。委員の互選ということですので、明確に 多数決とかはないんですけども、多数決をとってよろしいでしょうか。そうし たらですね、会長副会長それぞれ、多数決で決定したいと思います。会長には 高山委員でいいと思われる方は挙手をお願いします。(過半数以上の挙手)

はい、どうもありがとうございました。 賛成多数ということで、 高山委員に 会長をお願いしたいと思います。

副会長は大城委員さんを、いいと思われる方は挙手をお願いします。(過半数以上の挙手)

はい、ありがとうございました。副会長は大城委員さんをお願いしたいと思います。

それでは、会長副会長が決まりましたので、それぞれ会長副会長席の方に移

動をお願いしたいと思います。

会長副会長がそれぞれ決まりましたので、まずは会長さんの方からご挨拶を お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○髙山会長

改めまして、こんにちは。髙山でございます。会長に選ばれて、実は私はこういう会長に事務局から推薦されて、反対意見が出たっていう経験を持ち合わせませんので、おそらくこれも大変熱心なための、いい柳川市のいい計画を作りたいという熱心なあまりの御意見だと思って気を引き締めていかなきゃいけないと思っております。会長の役割というのは勿論、この審議会をリードするということもあると思いますけれども、会長は議長になりますわけですから、皆さんの意見を沢山出していただいて、その意見を、皆さんの意思を尊重してその方向にまとめていくのが一番大事な会長の役割だと思っておりますので、さっきのような熱心なご意見も含めてですね、本当に率直な柳川市をどういう男女共同参画のまちづくりへ持っていくかということの、本当に忌憚の無いご意見を受け賜わりたいということをお願い申しあげまして、私も気を引き締めてやっていきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

(拍手多数)

○事務局

ありがとうございました。続きまして大城副会長よろしくお願いします。

○大城副会長

改めまして、こんにちは。大城でございます。今更改めてご挨拶というあれでもないんですけど、第1期・第2期と続けてずっと委員さんとしてお出でいただいている方、沢山いらっしゃいますし、ほとんどが顔見知りという方で審議もスムーズに進めていただけるものと期待しております。どうかよろしく、お願いいたします。

(拍手多数)

5 諮問

○事務局

続きまして「5 諮問」でございます。先ほど副市長のあいさつにもありましたが、現在の柳川市男女共同参画計画が今年度、23 年度までの計画となっておりますので、次期計画を策定するために本協議会に、柳川市長から諮問をいた

します。諮問書を副市長の方から高山会長の方へお願いをいたします。 (諮問書の受け渡し)

(拍手)

○事務局

ここで副市長は他の公務のため席を外させていただきますので、よろしくお 願いします。

○刈茅副市長

それでは、いろいろと大変だろうとは思いますが、どうぞよろしくお願いい たします。失礼します。

○事務局

それでは、会議を進めさせていただきますが、協議会規則の第 6 条で、協議会の会議は会長が議長となって進めるとなっておりますので、髙山会長よろしくお願いします。

6 柳川市男女共同参画推進協議会の概要について

○髙山会長

それでは早速議事に移りたいと思います。まずは議事の最初ですけれども、「6柳川市男女共同参画推進協議会の概要」について、事務局の方からご説明お願いします。

○事務局

配布資料の確認

(資料1に基づき事務局より説明)

○髙山会長

はい、今事務局から説明をいただきましたけれども、何かご質問とかございませんか。

○中島委員

今市役所の方から説明がありましたけれども、今日資料2にも書いてありますように女性比率を至るところで問題にされてある割には、男女共同参画だけがこういう風に、非常に弾力性のあるという形で、40 パーセント枠を外すのは

何か、整合性が無いみたいに私は思うんですけれども。

○髙山会長

事務局の方から何か説明をお願いします。

○事務局

当初はですね、確かにこの 40 パーセント枠をこの協議会に設けておったんですけども、どうしても団体推薦をする際にこちらで男性の方とか女性の方とか、お願いすることができないものですから、あくまで団体の方に任せているというところもございますので、そこから推薦された委員さんの出具合によって、どうしても男女比が変わるというようなこともありましたので、これからも当然そういったことが考えられますので、この枠を外したというところです。

○中島委員

よろしいですか。私は特にこの男女共同参画っていうのは、女性だけでなくて男性のことも当然審議してほしいんですよね。その時にこの顔ぶれを見ると圧倒的に女性が多いんですよね。そこで他の審議会では逆に、圧倒的に男性が多いんですね。偏りを是正するという方向に進むのが僕はいいことだとは思うんですけれども、一方で女性の偏りがあるから一生懸命問題にして、特にこれは男女のことを考えるときに女性枠の多い時は全く問題にしないというのは、ちょっと理屈に合わない。僕は整合性が取れないことを意味すると。これはどうでしょう。

○事務局

実状を申し上げますと、お願いした結果が 40 パーセントに満たなかったんですね。中島委員さんがおっしゃられるのはよくわかりますけども、満たなかったというところで委員さんを男性にとか、女性にとかというようなことがやはり行政側としてもやりにくいものですから、やはりここの比率条項を削ったということでございます。

ですから、委員さんが言われるのはよくわかりますけれどもそこのところは何とぞ、ご了承ください。

○中島委員

今回はこのまま審議するしかないんですけど、この顔触れを見ても当然女性 の方が出てお見えになる人が大体わかりますよね、今までも何遍もしているわ けですから。ですからそのことを考慮しながら案分をしていかないと、どちら かに大きく偏ってしまうと思うんです。特に私は、男女共同参画が最近は逆に 男の方が差別されているんじゃなかろうかみたいな、危惧感覚というかあるん ですよ。ですから尚更、このバランスは、ある程度の枠内でしてほしいんです。 今回仕方が無いですけど、この次は必ずそういうふうにお願いします。

○髙山会長

じゃあ、この次からそういうことでということで。よろしゅうございますか。他に何かご意見はございませんか。

○大城副会長

すいません、この委員をお願いする団体の選別というか、選考基準というか、 この団体を見てこの団体は女性の方がはるかに多いグループだとか、こっちは 殆んど男ばっかりだというような、今中島委員さんが言われたように事前にわ かっているんですよね。そういう団体をこう、平均的にまんべんなくというこ とを勿論考えてあると思うんですけど、団体を選別する基準というのは何か設 けてありますか。

○事務局

別に設けておりませんけども、この委員さんをお願いするに当たりましては、 前回の団体構成を大体そのまんま引っ張ってきております。

○大城副会長

今回、団体減っていますよね。その、減らされた団体っていうと何か悪いですけど、ここはもう入れんでよかろうとかいうようなことは、どういう過程で決まっているんですかね。

○事務局

前回の会議においてですね、出席が少なかった団体とか、そういったところ を減員の対象として扱っております。

○髙山会長

これも今後の課題ということで。よろしゅうございますか、他に、ご意見は。 それでは次に行きたいと思います。

7 報告

○髙山会長

次は報告になっておりまして、「(1)男女共同参画推進基本法の概要」となっております。次が計画の概要、女性の登用状況について。

(1) 男女共同参画推進基本法の概要について

1については実は、私が別に会長になるという前提ではなくて、県の男女共同 参画推進課の課長をしたり、あすばるの館長をしたりということでこの辺につ いてはちょっともう一回、新しい委員さんもいらっしゃるので、おさらいも含 めて、説明していただけないかというご依頼を受けておりましたので、そうい うことでちょっとお時間をいただきたいと思います。

最初のレジュメの「資料 6」になりますね。1 枚で書いておりますけども、男女共同参画社会基本法、実はこの基本法が先ほどの課長の説明にありましたように 1999 年にできたんですけれども、これはやっぱりこういうことを考えるときには基本になるだろうということですが、実は全部で 28 条まであります。

ただし、今回の部分はですね、1 条から 7 条までのことをわかっていると基本的な考え方がわかるんじゃないかなということで、このレジュメに、1 枚にまとめたかったので、1 条から 7 条についておさらいのつもりで、もう一回御説明させていただきたいと思います。

まずですね、1 に書いておりました「男女共同参画とはどういうことか」ということで、先ほどからちらちらと出ておりますけど、まず、男性であれ女性であれまずは個人として尊重され、社会のあらゆる分野で方針決定の場面も含めて活躍できることであろうというふうに、これは私のまとめですが、わかりやすく、そういうことだろうということをまず前提としながら、基本法の根幹の部分だけ説明したいと思います。

目的が第 1 条に書いてありますけども、この目的が、条文から読むと間違えやすくて箇条書きにしておりますが、まず、『男女の人権が尊重』され、『社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現』するために、『男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め』、『国・県・市町村及び国民の責務を明らかにする』ことを目的だというふうに書いてあります。

国民の責務の中には当然のことながら、国民個人ではなくて民間の会社であるとか団体であるとかいうことも含まれるわけです。

国・県・市町村といういわゆる行政の部分だけではなくて、民間の企業も個人も団体も、それも責務があるよっていうことを明らかにする、ということが

目的に書かれております。その定義の所に、その上に網掛けをした部分の定義 を書いてあるんですけれども、この男女共同参画社会の形成ということを定義 で1つ書いてあります。

男女共同参画社会の形成とはどういうことかというところで、4つに分けて書いてありますが、まず、『対等な構成員である』こと。もう1つは『自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され』、『男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ』、『共に責任を担うべき社会を形成する』ことの4つのことがポイントになっていると思います。

実は私は第1条に戻りますが、男女の人権が尊重され、という項目が法律用語としては非常に今までにないような表現だなと思ったんです。普通、人権の尊重という時には国民の人権の尊重とか、普通一般的に人権の尊重で事足りるのに、殊更に男女の人権が尊重と書いてある。ということは、女性の人権だけではなくて、男性の人権も尊重されなければならない。つまり、今の社会では決して女性の人権が損なわれているだけではなくて、男性の人権も損なわれているよという、そういう前提があるということですね。

この基本法を策定する中のいろんな検討の中で、議論されている中にそういう種類のことがあって、やっぱり男性だって今の社会の中では、いわゆる性別役割分担意識の中に、後ほど事務局の資料の中にも出てきますが、性別役割分業というのはつまり、男は仕事、女は家庭というキーワードであらわされるような性別で役割を固定化している考え、してしまう考え方、つまり性別役割分業というのは個人でですね、ご夫婦の間で、夫と妻の間で夫はこうし、妻はこうし、という個人のレベルは性別役割分業とは言わないと思うんですね。これは二人の、夫と妻の役割分担だからこれまで関わろうとはしてないけれども、性別役割分担とはまさにそういう、男は仕事、女は家庭という役割分担を普遍化し、固定化しようという姿勢によってどんな人でも男はこうなきゃいけない、女はこうでなきゃいけない、個性と能力に関係なくそういう考え方を性別役割分業と言うと思います。だからまさに、普遍化固定化した役割分業をやっぱり考え直さなきゃいけない、そうしないと女性だけではなくて男性も人権が必ずしも保証されないよという考え方ですね。

だから今までは、従来はどちらかというと女性がそのために、女性が社会に出ていっても、先ほどおっしゃったように賃金格差のもとになってるのは、男女の性別役割分業があって、女性たちはやっぱり家のことをメインにしなきゃいけないので、職場に出ても一人前に働かなくてもいいとか、補助的な仕事でいいとか言う考え方があるがために、賃金がどうしても男性と違うとか、元々の働き方についても中々十分に働けないとか、性別役割分業があるから働けな

いというふうなことが言われていて、女性の側の人権が損なわれているという 部分が強調されておりましたけれども、逆に性別役割分業というのは男性の側 にも性別役割分業によって、男は仕事じゃないといけないと、仕事でじゃない と生きられないということでもって大変厳しい状況にあるということが言われ てて、1つの例ですから、あんまり強調しちゃいけないかもしれませんけれど も、例えばやっぱり男性の自殺、特に中高年男性の自殺なんていうのは非常に 深刻な問題です。1998年に非常に多くなって、3万人を超えて、それ以来 3万人を下回らないんです。そういう状況っていうのは、いろんな条件があり ますが、実際に中高年の男性が大変大きな割合を占めるということは、こうい う中高年男性が仕事だけでしか生きられない、仕事が上手く行かなくなったら 自分の人生終わりと思われるような社会の在り方、そういう仕組み・意識、そ ういうことが、大きな1つの原因になっているんじゃないかっていうふうに言 われたりして、この性別役割分業が行き渡っている社会というのは、決して女 性にとって人権が十分に保障されているわけではない、だけではなくて、男性 にとっても十分な人権が保障されてないよということも、議論されていたよう です。そういう意味では殊更に男女の人権の尊重ということが書かれていると 思います。

社会経済情勢の変化に対応できるというのはやっぱり、少子高齢化が1番ですね。少子高齢化の社会の中で、今までみたいな性別役割分業ではやっていけないというようなことがありますので、勿論メインは人権の尊重だけれども、と同時に社会経済情勢がこんなに変わっているときに今までのような、男は仕事、女は家庭という役割分業では社会がやっていけないという状況もあるということをまずここで抑えなければいけないと思っています。

定義のところで男女共同参画社会の形成はこの4つの要件ですから、とても大事なところが共に責任を担うべき社会を形成という大事なこと。だから最初は社会の対等な構成が当たり前と思うけれども、対等な構成でなきゃいけない、どっちかが主でどっちかが従ではいけないということと、やっぱり自らの意思によって参画できる。つまり女だからあなたはやっぱり家庭のことをやらなきゃいけないよ、というんじゃなくて自分が働きに行きたいということであれば、それが保障されるような世の中じゃないといけないという、そういうことだとは思うんですが。そして参画するということはとても大事だとは思うんですが、あらゆる分野の活動に参加ではない。参画ということがこのころに初めて使われたんですね、実は。このちょっと前くらいに、国の方で使い始めた。あんまり昔は参画って言ってなかったんですよ、男女共同参加とか、障害者の社会参加とか昔言っていました。でも、実は平成3年に初めて国が、男女共同参画のこの計画の中の審議の中で、これから先は参画じゃないといけないということ

で使いました。

この参画の意味が単に参加で役割分業のもとに、数だけで良いというわけじゃないと。例えば職場は今4割以上女性ですから、自由に参加しているわけです。ですけれども、その職場の方針を決める場にはまだまだ女性は一握り、つまり、参画の意味は企画に参加する、或いは計画に参加する、つまり、意思決定・方針決定に参加するということまで含むんだということが書いてありました。そういう意味での男女共同参画ですから、あらゆる活動に参画というのはそういうことを含めての方針決定・意思決定に加えることまで含めての参画であるということがとても大事だということですね。

それから、利益を享受できる、すべての部面での利益、だから今まではどちらかというと政治的・経済的・社会的利益は男性は享受できていたけれども、必ずしも文化的利益というのは男性は仕事仕事で享受できてなかったんじゃないかということで、本当に私もそう思うんだけれども、女性たちは文化的利益は相当享受していますよ。アクロスシンフォニーホールは、ほとんど女性ですよ、博多座もほとんどが女性。これは1つの例ですね。それ見る度に男性の方は、そんな暇が無いということ。そういうことじゃなくて今ワークライフバランスなんて言われるように、女性たち、男性たちも仕事だけではない自分の生活とか文化的な面とかも、バランスよく地域活動も、そういうことが言われているんだと思います。

責任を担うということがどちらかと言えば、いわゆる男女差別と言いながら 女性たちは責任逃れしていた時代があったと思うんですね。最後は男性の責任 よというような。そういうことではないと。共同参画するため責任をちゃんと 担わなければいけないということが書いてあり、とても重要なことだと私は思 っています。

もう1つ、上の網掛けの部分でこの目的の中に基本理念の定めというのが出ていますが、基本理念とは何ぞやということが3条から7条なんですね。それで、3条が男女の人権の尊重、さっき言ったように男女の人権の尊重なんですね。この中には非常に極端な例かもしれませんけれども、セクシャルハラスメントの問題であるとか、ドメスティックバイオレンスの問題であるとか、いじめとか自殺とか、そういうことも含めた男女の人権の尊重ということも言われていると思います。

それから4条で書かれているのが、自らの意思によって社会における制度または慣行についての配慮。つまり、なんとなく社会にとって男の人が、長じゃなきゃいけないとかいうのがありますよね。そういう個人の能力と関係なく、やっぱり長は男よというようなことを、やっぱり配慮しなきゃいけないよってことだろうと思います。それが慣行。

制度についてよく問題になるのが第3号被保険者の問題ですね。しょっちゅ う問題になりながら、まだまだ先送りにされていますが、皆さんご承知とは思 いますけど、第3号被保険者というのは年金の場合で、相手が給与所得者(第 2号被保険者)の場合に、その配偶者である場合は、その配偶者は殊更に自分 の分の年金の掛け金をかけなくても、その配偶者の年金制度に入れるという仕 組みですね。だから基礎年金をそこから貰えると、特別払わなくてもいい。こ れは配偶者だから、男でも女でもどっちでも対象なんですけど、ほとんどが働 き手が夫で、妻が専業主婦に近い状態というのがあります。これについては、 例えば、自営業であれば、自営業と同じように自営業で専業主婦的にやってい ても、自営業であれば国民年金を両方払わなくちゃいけない。あるいは、女性 自身がその為に、130万円以上だったらサラリーマンの妻の立場から第3号 被保険者の立場から外れてしまうので、就業調整すると。就労の調整をするが ために、中々パート暮らししかできず働けないから、ほんとはちゃんと働いて 能力発揮できる人でも、そのことが原因で給料も安く抑えられ、就労調整で、 管理職、管理的な仕事もできないという問題も女性自身の間にあるということ も含めて、これが非常に問題になっていますが、中々これは議論が進んでない ところです。

もう1つ選択制夫婦別姓問題。夫婦別姓というのは、誤解されていて、選択制ですから、選択できるということです。今は夫婦同姓じゃないといけない。ほとんどの場合男の姓に合わせています。そのことによって女性たちが今まで積んできた実績が見えなくなってしまうという問題があります。例えば研究者であるとか芸術家などの人たちが旧姓で活動していたのに、その姓が変わった途端に今までの実績が人に見えなくなってしまうということで、女性たちがこれは何とかしてくれって言っているわけです。自分で選べるってことだから殊更問題ではないと思うんですけども、反対意見では何か、夫婦別姓にならなきゃいけないというふうに言われて、それだったら家庭が崩壊するとかそういうふうに言われているけれども、あくまでこれは選択です。自分たちが選べばいいという話だから、そのへんもよく考えなきゃいけないかなと。これはまだ問題提起されているだけで問題になっていますが、それがこの2番目の社会における制度または慣行についての配慮であろうと思います。

もう1つが政策等の立案及び決定の共同参画。これは先ほど申しました、参加ではない参画ということでこの1つの例として、議員にある程度女性がいた方がいいとか、管理職などで女性たちがちゃんと話し合わなきゃいけないということであろうと思います。

もう1つは家庭生活における活動と他の活動の両立ということで、よくワークライフバランスっていうことが言われておりますけど、こういうことを男性

も女性もできるような社会にしなきゃいけないということであろうと思います。 もう1つが国際的協調と書いてあります。これは国際的協調ですから、日本 は、日本の良俗としてはやっぱり男が仕事をして女は家庭を守るのがいいよ、 みたいなことを言っていられない。国際婦人年以来、国際的な社会の中で取り 組まれていることだから、そういうことをしなくてはいけないということであ ろうかと思います。

以上が根幹ですけども、要は、男女共同参画社会というのは個人にとって個人の能力がちゃんと活かされる、個性も活かされる社会。1つ例にとれば、今は仕事ができるかできないかで男性が評価されるという部分が大きいようですけども、仮に、仕事がバリバリできない男性であるとか、優しい男性であるとか、家のことをちゃんとやるという男性も、ほんとの男女共同参画では、同じ人間として、同じように尊厳が保たれて尊重される社会であろうと思います。それと同時に社会全体に多様な価値観が導入されて、言ってみれば新しい文化です。文化ができる社会ということで、その社会にとってもこの方がいいだろうというふうに私は思っています。

以上でちょっと急ぎ足でしたけども、男女共同参画の基本法の根幹に当たる部分について、後の条文は主に手続き関係です。国の役割とか県の役割とか市町村の役割とか、手続き関係が書いてありますので、そこまでを、皆さんほとんどご存知の方だと思うんですけども、新しい方も含めてもう一回おさらいということでお話をさせていただきました。

○中島委員

ちょっとよろしいですか。

○髙山会長

はい。

○中島委員

今、会長の方から選択制夫婦別姓のことについてお話がありましたけれども、これは、これを認めたら今の戸籍法自体が否定されることになりますよね。そして、今現在は例えば、仕事をしていて結婚して、例えば夫の姓になっても仕事の場では旧姓を使えるような、そんな環境になっているじゃないですか。それをあたかもなっていないように仰るのはちょっといかがなものかと思います。例えば大学でも論文とか発表したら、例えば、女性の方が結婚して夫の方の姓を名乗られても、今は旧姓で論文は発表できるんですよ。

なんで殊更ここで、選択制夫婦別姓っていうのが、こうして会長さんが仰る

のか、ちょっと私はおかしいと思いますけどね。

○髙山会長

私は今ですね、議論されていることはこうですと申し上げました。だから今、 中島委員の意見も含めて、今すべきかすべきじゃないかという議論をされているところ。私は選択制だからこれをやってもいいということを言っているのでではない。戸籍が変わらないということはパスポートとかは昔の戸籍でしなければいけないんですよね。

○中島委員

それは当然でしょう。

○髙山会長

だからそういうことも含めて、外国に対して国際的に。

○中島委員

だからこの問題はですね、まだ非常にディスカッションのあっていることを、 こういう柳川市の会議の場に持ち上げる必要は私は無いと思いますけど。

○髙山会長

だからこれは柳川市のことじゃないです。基本法の考え方を言っていることで、だからそれも結論は出ておりませんと、いうことを申し上げておりますから、こういうことが議論になっていますということの説明です。

他に何か。だから決して柳川市のことじゃないですよ。基本法の考え方の説明の中にそういうこともありますよということで、それも頭に入れておいた方が皆様、いろいろ賛成とか反対あると思うんですけども、そういうご説明をやりました。何か他にございませんか。

それでは次に、移りたいと思います。「(2) 柳川市男女共同参画計画の概要」 について、事務局の方から説明をお願いします。

(2)柳川市男女共同参画推進計画の概要について

(資料1に基づいて事務局より説明)

○髙山会長

ありがとうございました。今、男女共同参画計画の、現計画が説明されまし

た。どなたか、ご質問ご意見はございますか。ありませんか。では次の3番目の、女性の登用状況等について、ご説明をお願いします。

(3)審議会等への登用状況について

(資料2に基づいて事務局より説明)

○中島委員

ちょっとすみません。この管理職というのは、この分類の課長以上を管理職 と理解していいんですかね。

○事務局

課長以上です。役職的には、課長・部長になります。

○中島委員

はい。

○髙山会長

はい、ありがとうございました。女性の登用状況等について説明ございました。ご質問とかございませんか。 はい、どうぞ。

○中島委員

行政委員等の、2番のところですね。PTA 会長というのがここに入ってきておるんですけども、これは各小中学校の父兄で、まあ互選みたいな形で選ぶんでしょう。だから極端に言えば、女性の方が大体出てくるのが多いんですから、女性の方が手をあげればなれる可能性も高い分野だと思うんですよ。これをわざわざここに入れてですね、是正をするというのはおかしいような感じがするんですけども。どうなんでしょう。

○髙山会長

はい、どうぞ。

○事務局

この2番の行政委員等の登用状況、この項目に何で PTA とか行政区長とか、 この項目が入っているかと申しますと、1から6については行政委員会のとこ ろでございます。7から9についてはですね、県との連携とか情報交換とかを しながらやっているんですが、この7から9は県への報告項目になっているんです。そういうことで、集約している分を、そのままあげているということでございます。

○髙山会長

ちょっと登用という言葉が引っかかる。登用じゃないよと互選ですからね、そういうことだと。私もちょっと違うかなと思いましたが、行政委員会等と書いてあるからいいかとか、行政委員会等と書いてあるけど登用状況かなと、いうふうに引っかかっておりました。でも二重線引いてあるから種類がちょっと違うんだろうなと思っていました。そういうことで、よろしゅうございますか、そういう趣旨だと。県への報告の中であるからあげてるということですね。他に何かご質問ございませんか。

(はいという声)

はいどうぞ。

○熊井委員

この農業委員さんの37名中に女性の登用は0というところで、これは選挙がありますんで、非常に女性を選ぶにしても難しいことをクリアしていかないといけない部分もありますけども、他市の例を今直ぐにはできないと思うんですけども次回までにですね、どのくらいの人数がいらっしゃるのかということと、どういうふうにして選ばれているのか、中々難しい点はあると思うんですけど、そこをちょっと次回までに調べていただきたい。

○事務局

近隣の状況でよろしいでしょうか。

○髙山会長

じゃあ、近隣の状況を。選挙と議会推薦枠があると思うんですけど、流れと するならば選挙なのか議会推薦枠なのかっていうことも含めて資料をお願いし ます。

他に何か、ございませんか。ございませんでしょうか。無いようでしたら、 じゃあ8番に移りたいと思います。

「柳川市男女共同参画計画進捗状況の評価依頼」について、ご説明をお願いします。

8 柳川市男女共同参画推進計画進捗状況の評価依頼について

○事務局

(資料・男女共同参画推進計画進捗状況の評価依頼についてと資料・意見表に基づき、資料男女共同参画推進計画進捗状況意見書・資料3・資料4を使用し事務局より説明)

○髙山会長

ということで、資料3と4を参照しながら書き込んで、2月8日までに着くようにですか。(事務局に確認、肯定の返事)

2月8日に着くようにこれに小さく折って、ぱんぱんになりますが、入れて送ってくださいということです。よろしゅうございますか。ということでございます。

○竹井委員

ちょっといいですか。男女共同参画は中島委員が仰っているように、男性の ことももっと考えないといけない時代となっているのに、ここの資料 3 をちょ っと読んでいましたら母子家庭と出てくるんですね。

○髙山会長

そういうご意見をここに書いてください。

○竹井委員

そうなんですけども、元々これに母子家庭っていう最初から書いてあること 自体が何か遅れているような気がする。

○髙山会長

そういうご意見があって、最近はですね、むしろ父子家庭という風にだんだん政策が広がっていますよ。例えば扶養、児童扶養手当のあるものも、以前は母子家庭だけだったのがむしろ男性たちの運動によって父子家庭にも児童扶養手当を出そうというふうになってきている。

○竹井委員

そう思っていたのに、一人親家庭の自立支援て書いてあるから、一人親って 書いてあるからそうかなと思って、説明のページ見たら母子家庭ってあって。

○髙山会長

それが今まで制度がそうだったので、国の制度がそうだったので。どうぞ事 務局から。

○事務局

すみません、これは前計画の内容ですので、今のような意見をですね次の計画に活かしたいと思いますので、今のような意見をですね、書いていただきたいと思います、よろしくお願いいたします。

○髙山会長

今の計画ですね、これが。今月3月までの計画のことについて意見を述べて、 それを次の計画に活かしたいと、こういうことでしょう、意味は。そういうこ とだそうですので、そういうご意見を含めて出してもらうといいかなあと思い ます。他に何かございませんか。

(はいという声) はいどうぞ。

○横地委員

この作業につきましては、これで 3 回目ということになりますね。毎回これ を急に配布されて、そしてこれだけの項目をチェックするというのは本当に大 変な作業なんです。だからちょっと期日も指定されましたが、特に初めての委 員さんなんかにとってはとても戸惑われることだと思うんですね。もっと見や すくなるといいなといつも思うんですが、書かれてしまっているので、ちょっ と仕方が無いことなんですが、前年度、前々年度、ここがもっとこうされると いいと評価をして、それをここに書いてもらって、なお且つそれに向けてどう 取り組んだかっていう流れがはっきりわかるといいと思って、そこのところ初 めての方とかはこれを見ただけで読み取りにくいかなと思う。例えば真ん中あ たりの平成22年度協議会の意見って書いてありますね。それはでも平成22年 度の協議会の意見っていうのは21年度の実績に対してこの意見を言ったんです よね。今それに対して、22年度に行われた結果をこの23年度にまた意見を言う って形なんですよね。だから、非常に終わったものに対しての評価で次に活か す時に、行政として計画立てるのは、もうすでに立てられていたりするので、 それを活かしにくいという面が見えてきて、いつも評価してその結果どうなる かっていうのがとても大切だと思うので、そこのところをどうにかしないと、 その23年度が終わった後に22年度の評価を出してもちょっとおかしいなあっ

て、思ったりしています。それと前年度からのこの評価をするにあたって、これだけの項目を全部、チェックすることも大事ですが、柳川市にとってこれが特に大切だとか、そういう目標をある程度狭めないと、中々次に変えていくという行動に移りにくいので、そういうことも踏まえて今回からですね、そういう話ができればなあってちょっと思いました。

○髙山会長

今の御意見、事務局いかがですか。

○事務局

事務局の方も135項目の取りまとめは大変苦労をしております。一応この後の議題で次期計画の考え方などを申し上げるときに説明を致したいと思います。

今回お願いするのが22年度分でございます。現計画では、23年度分の進捗をすることになっています。進捗をする前に次期計画を作らないといけないということでさっき横地委員が言われた、次のことが始まっているのに前の進捗をやらないといけないことになります。23年度分の進捗を皆さんに評価をいただくかについては、事務局で検討したいと思います。ほとんど無意味のような気がしますんで、少なくとも事務局の方で、少なくとも資料として集約はしますが、そういうことも含めて今後議論をお願いしたいと思います。

○髙山会長

わかりました。23年度がまだ終わっていないもんだから、これを各課に回せないという事情だと思うんですけれども、今22年度について評価をしておきながら、もうこの審議会は24年度からの計画を作る矛盾があるということなんで、その中で23年度の分をできるだけ早くこれを出してもらって、ほんと言って急に凄く変わるわけじゃないんですよね。だからそのうちで、事務局からこの部分が相当変わってましたみたいなことを、ちょっと報告してもらうと23年度を含めたもので24年度を作るということが同時並列的にできるかなあと思います。そういう努力で23年度分をできるだけ早く、秋ぐらいになるかもしれないけど、特にどの辺が変わったっていうのを説明いただくとそこを集中的に見られるので、良いかなと思いますので、そういうことでよろしゅうございますか。

役所仕事はそういうことになるんですよねえ。とにかく3月終わってから、 それから各課に照会するもんだから。各課は全部閉めてからしか出せないって ことがあるので、そういうことが、私もずっと悩んできたところ。長いこと役 所にいて中々その時ちょうどいいのができないので。ただしですね、ほんとに そんなに変わることはないので、どこも大体似てるから、だから特に変わった ところを事務局が早く把握していただいて、その後の計画策定についてできる だけ早くこの審議会に出してもらうっていうことぐらいはできるかなと思いま すので、そういう努力をお願いできますか。

○事務局

できる範囲で、スケジュールを見るとかなり厳しいので、ポイント的なものを絞ってですね。

○横地委員

ポイントをやっぱり絞った方がいいと思うんですね、そういう意味で。ここの部分は柳川市は特に大切にしたいという分で、これはどう変わったかというのがある意味評価されて、次の政策になるので、この135全部の報告を待って、評価して、またっていうと本当もう事務局の方も大変な作業だと思いますし、自分たちの部署だけでやればいいことじゃないので、やっぱり各課担当におろしてそれを集約してって言うことですから。

ただ現実的にいつもそれじゃあ、問題なので、今後の審議の中でもどれを柳 川市がピンポイントでやりたいかっていうことも審議ができればいいなあと。

○髙山会長

次のことも絡むので、次のことも一緒に言って議論しましょうかね。じゃあ次の、「9 次期柳川市男女共同参画計画の考え方」について、事務局からご説明を受けたいと思います。

9 次期計画の考え方について

○事務局

(資料5に基づいて事務局より説明)

○髙山会長

はい、ありがとうございました。どなたか次期の計画の考え方についての質問はございませんか。ご意見でもいいです。

○竹井委員

今の説明の裏面に書いてある、学校における男女共同参画の推進と書いてあ

りますけども、私は、国際交流をやって、子ども達を海外に連れて行ってるんですが、8対2で女性が多いんです。小学生の子どもの参加が。だから学校における男女共同って、もっと男性がなぜ参加しないのか、なぜ今、小学校でそういうふうに女性だけが強くなって、意欲がある子が多いのか、これは何とかしないと思っていますけど。その点を何か考えて欲しいなあと思います。

○髙山会長

そういうことも含めてご意見とか書いていただくといいですね。はい、他に何かございませんか。ございませんでしょうか。じゃあ、先ほどの御意見、いろいろ含めて、とても横地委員の御意見については例えばですよ、途中で、23年度については各課にこのすべてを問い合わせる前に、特に変わったことが無いかの問い合わせだけ先にするとかいう方法もあるかと思います、いろいろ知恵を、工夫をしてできるだけ23年度の分も、実績の分も24年度以降の計画に活かせるようなことを事務局で考えていただくということで、よろしゅうございますか。じゃあそういうことで、他に何かご意見、ご質問なければ、いいでしょうか。では最後の「10その他」に移ります。

10 その他

○髙山会長

次回のこの会議の日程について事務局の方から何か案とかがあれば。いつ頃がいいとか、さっきのスケジュールに基づいて、私が聞きますか、スケジュールに基づいて。

○事務局

次回の会議の日程でございますが、一応こっちで今のところですね、2月16日の木曜日でお願いできないかと考えております。2月16日木曜日、時間も今日と同じ午後2時から。場所もここで、ということでお願いできないでしょうか。先ほどの意見表のまとめる期間も要りますので、それぐらいでお願いしたいと。

○髙山会長

2月16日の木曜の、時間と場所は今日と同じ2時でこの第7会議室。16 日木曜日、ということで皆さんよろしゅうございますか。

はい、よかったですね。ではみなさん、前もって予定を入れといていただく ということでいいと思います。じゃあここでいいでしょうか、皆さん。他に何 か、これだけ言っときたいということがございましたらどうぞ。ございませんか。それではほんとにご協力ありがとうございました。それでは第1回目の会議を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

■次回会議日程 平成24年2月16日(木)14:00~

■場 所 三橋庁舎5階 第7会議室